

議案第104号

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例制定について

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例の一部を改正する条例

甲府市立甲府商科専門学校授業料、入学料及び入学検定料条例（平成2年7月条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市立甲府商科専門学校授業料等に関する条例

第1条中「及び入学検定料」を「、入学検定料及び証明手数料（以下「授業料等」という。）」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（証明手数料）

第4条の2 卒業証明書、成績証明書その他の証明書に係る手数料の額は、1通につき400円とする。

2 前項の手数料は、証明についての申請があった際又は当該申請に係る書類を交付する際に、申請者から徴収する。ただし、在学中の者からは、手数料は徴収しない。

第5条中「授業料、入学料及び入学検定料」を「授業料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次条の規定による減額又は免除を受けた場合は、この限りでない。

第6条の見出し中「授業料」を「授業料及び入学料」に改め、同条中「休学」の次に「、経済的困難」を、「授業料」の次に「又は入学料」を加える。

附 則

- 1 この条例中題名の改正規定及び第4条の次に1条を加える改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の2の規定は、令和2年4月1日以後に申請する証明に係る手数料について適用する。
- 3 この条例による改正後の第6条の規定は、施行日以後に甲府市立甲府商科専門学校に入学する者から徴収する入学料（当該入学を許可したときに徴収したものに限る。）について適用し、施行日前に同校に入学した者から徴収した入学料については、なお従前の例による。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の制定に鑑み、市立甲府商科専門学校の入学料等の減免に係る規定を整備し、併せて証明手数料に関する事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。